

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【公開番号】特開2017-67564(P2017-67564A)

【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2015-192222(P2015-192222)

【国際特許分類】

G 0 1 T 7/00 (2006.01)

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 T 7/00 A

A 6 1 B 6/00 3 0 0 W

A 6 1 B 6/00 3 0 0 S

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月10日(2018.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線を検出する放射線検出パネルと、該放射線検出パネルを収容する直方体形状の筐体と、を備える放射線撮影装置であって、前記筐体は、前記放射線が入射する前面と、前記放射線検出パネルの前記前面の側とは反対の側に配置された矩形状の背面と、前記前面と前記背面とを接続する4つの側面と、を含み、

前記背面の周辺領域には、前記放射線検出パネルに向かって窪んだ把持部が形成され、前記把持部は、前記前面と前記背面との間の距離の1/2以上の深さを有する、または、前記把持部は、前記背面と前記放射線撮影装置の重心との距離以上の深さを有することを特徴とする放射線撮影装置。

【請求項2】

前記周辺領域によって囲まれた中央領域における前記背面と前記放射線検出パネルとの間には、電気部品が配置されていることを特徴とする請求項1に記載の放射線撮影装置。

【請求項3】

前記側面の少なくとも1つに配置されて外部から給電もしくは外部と通信を行うためのコネクタをさらに含み、

前記周辺領域は、前記少なくとも1つの側面を境界線として含む第1周辺領域と、前記少なくとも1つの側面を境界線として含まない第2周辺領域とを含み、

前記把持部は、前記第1周辺領域に配置される第1把持部と前記第2周辺領域に配置される第2把持部とを含み、前記第1把持部と前記第2把持部とは、互いに異なる形状を有することを特徴とする請求項1または2に記載の放射線撮影装置。

【請求項4】

前記把持部は、前記背面の外形を規定する互いに平行な1対の辺に直交する第1方向にそれぞれ延びる第1側壁および第2側壁と、前記第1側壁と前記第2側壁とをつなぐ底面とを含み、前記把持部は、前記1対の辺の間の中心位置を含んで延びていることを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項5】

前記第1側壁と前記第2側壁とのうち、放射線撮影装置の前記重心から遠い方の側壁と前記背面とのなす第1角度が120°以下であることを特徴とする請求項4に記載の放射線撮影装置。

【請求項6】

前記第1側壁と前記第2側壁とのうち、放射線撮影装置の前記重心に近い方の側壁と前記背面とのなす第2角度が前記第1角度より大きいことを特徴とする請求項5に記載の放射線撮影装置。

【請求項7】

前記第1側壁、前記第2側壁および前記底面の少なくともいずれかには、前記1対の辺の間の前記中心位置を示す部位が形成されていることを特徴とする請求項4ないし6のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項8】

前記部位は、突起または窪みであることを特徴とする請求項7に記載の放射線撮影装置。

【請求項9】

前記部位は、前記把持部の他の部位とは異なる平滑性を有することを特徴とする請求項7に記載の放射線撮影装置。

【請求項10】

前記把持部は、前記背面の角部に配置され、前記背面の外形を規定する4つの辺のそれと交差する方向にそれぞれ延びる第1側壁および第2側壁と、前記第1側壁と前記第2側壁とをつなぐ底面とを含むことを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項11】

前記第1側壁と前記第2側壁とのうち、放射線撮影装置の前記重心から遠い方の側壁と前記背面とのなす第1角度が120°以下であることを特徴とする請求項10に記載の放射線撮影装置。

【請求項12】

前記第1側壁と前記第2側壁とのうち、放射線撮影装置の前記重心に近い方の側壁と前記背面とのなす第2角度が前記第1角度より大きいことを特徴とする請求項11に記載の放射線撮影装置。

【請求項13】

前記把持部の内部に配置され、外部から給電もしくは外部と通信を行うためのコネクタをさらに含むことを特徴とする請求項1ないし12のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項14】

前記放射線検出パネルを支持する支持基台をさらに含み、前記把持部において、前記支持基台が、前記筐体の内の前記背面を有する背面部材と結合されていることを特徴とする請求項1ないし13のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項15】

前記放射線検出パネルを支持する支持基台と、前記支持基台と前記把持部との間に配置された電気部品と、をさらに含み、

前記把持部と前記電気部品との間には、緩衝材、スペーサー及び放熱材の少なくとも1つが配置されることを特徴とする請求項1ないし13のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項16】

前記背面の前記周辺領域によって囲まれた中央領域には、前記放射線検出パネルに向かって窪んだ凹部が形成され、該凹部に電気部品が配置されることを特徴とする請求項1ないし15のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項17】

前記筐体の内の前記背面を有する背面部材は、コア層と該コア層を挟むスキン層との多

層構造を有することを特徴とする請求項 1 ないし 1\_6 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置。

【請求項 1 8】

請求項 1 ないし 1\_7 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置と、  
前記放射線撮影装置からの信号を処理する信号処理部と、  
前記信号処理部からの信号を表示するための表示部と、  
前記放射線を発生させるための放射線源と、  
を備えることを特徴とする放射線撮影システム。